

矢本町総合行政システム構築提案書

～現行オフコンシステムのパソコン化とシステム更改～

平成14年4月

矢本町の基幹業務システムの現状と将来的課題

I. 矢本町基幹業務システムの現状

矢本町の基幹業務システムは、平成4年にオフィスコンピュータをメインフレームとして自己導入した。基幹業務システムの構築にあたっては、E社系列のD社(株)と契約を行い、機器のリースのほか保守管理及びプログラムを含め現在も契約をおこなっています。

当初の基本業務プログラムに加え、法改正による追加業務の付加、業務範囲の拡張により、存在するプログラム数、処理業務数が不明確になっているほか、法改正や業務手法の変更等により使用していないプログラムの整理も行われていないのが現状となっています。

社会背景としては、パソコン技術がここ数年で飛躍的に向上していることもあり、住民基本台帳をはじめとする各種業務のネットワーク化がパソコンをメインフレームとして全国規模で進められている。このことについては、オフコンとパソコンの接続費用が非常に高く、結果として経済的な効果が希薄になっている。

矢本町においてはイントラネットの構築により、役場及び公共施設等がネットワーク化されることとなるが、これらも全てパソコンを活用している。

こうした背景により、動作の安定性は認めるものの、ランニングコストが高く、職員で保守管理が困難である、オフコンを廃止し、パソコンをメインフレームとした、新たなシステムを構築することにより、汎用性の高いシステム利用が可能となり、経済的かつ利便性の高い業務システムが構築可能となり、住民サービスの向上にも大きく貢献できるものと思われま

しかしながら、長期的な視野では効率的とは思われますが、導入一時経費もオフコンシステムほどではないものの安価なものではないため、財政難の折これらのシステムを一括導入することは簡単ではありません。

II. 将来を見通したシステム導入

総務省は平成17年度を目標に地方分権の根幹として300~500の自治体に再編するとしています。また、地域情報化に関しても国、県、地方自治体を結ぶLGWAN(総合行政ネットワーク)の構築を目指しており、地方自治体においては、自己財源においてこれらのインフラ整備を行わなければならない。

こうしたことから、これまでの市町村単位では各種インフラ整備投資の費用対効果の面からも、独立経営は困難となり市町村合併によるコスト削減と住民サービスの均一化が求められ、合併を避けて通ることは非常に困難な状況と言えます。

どの市町村と合併という話は別として、石巻圏域の市町村で導入されている基幹業務システムは全てオフコンで処理されており、システム自体の連携も困難な状況にあります。

今後、合併についての協議がされるとの情報もありますが、業務システムの統一又は連携の確保なしでは、合併は不可能であることも事実であります。

現在、そして将来的な課題をクリアするための対応策

《事実・要因の整理》

- 現在のオフコンシステムのリースは16年3月で期間終了
再リースの場合は、機器リース料は減額になるが保守料は削減できない
- 機器動作の安定度はパソコンよりもオフコンの方が優秀である。
- パソコンの職員貸与率は100%であるがオフコンシステムのままでは有効活用できない。(接続台数制限約30台)
- 合併を想定した場合、現在のオフコンシステムは活用できない。(他市町村と互換性がない)
- LGWANとの互換性が乏しい(将来的に住基、国保など全国ネットワーク化された場合)
- 今後、パソコンシステムを導入する場合に互換性がなく生産性向上の阻害要因となる。
- オフコンシステムは拡張性が乏しく、また、拡張経費も高い。
- 職員の知識レベルでの管理が困難。委託に依存する部分が多く、ランニングコストがかさむ。

《オフコンとパソコンの比較》

	オフコンシステム	パソコンシステム
1.機器投資	既存リース契約延長。16年3月以降は現在の1/10	サーバー等機器を新規導入
2.システムプログラム		
新規構築単価	高い	比較的安い
修正	高い職員では困難	高い職員でも可能だが職員のスキルアップは必要
作業ツール(データ加工・活用)	職員では作成困難:全て委託	職員で作成可能:中レベルの技術で応用活用が可能
3.保守点検	高い(職員で対応できる部分が少ない)	比較的安い(職員で対応できる部分が多い)
4.将来対応		
合併対応	困難	比較的容易
職員のシステム参画	困難	比較的容易
拡張性	乏しい(多額の経費が必要)	豊富(職員の手で実行可能)
他システムとの関連	基本的に無し	メニュー統合可能
5.総合的な特徴	安定性に優れており、莫大なデータ処理に適している。 高度な技術が必要であるため、実質的には運用上での委託が増え多額のランニングコストがかかるうえ、拡張性に乏しく将来的に不安である。	やや不安定なものの、職員が扱いやすく、ある程度の技術でシステム構築が可能。 しかし、初期投資費用の調達課題となる。将来的には、ランニングコストや互換性でかなり有益と思われる。

総合的な評価の結論としてパソコンシステムでの構築が将来的に望ましい

パソコンシステム構築の手段

構築手段としては、次のとおり考えられます。

ただし、下記のいずれかを判断する場合、及びいずれかを選択した後に具体的に作業を行う上で、導入技術や製品により利害の発生しない第三者のアドバイスが、導入経費や運用を想定した場合のランニングコスト削減に大きく貢献すると予想されます。

ついでに、手段によらず学識経験者、総務省の IT 特殊法人関係者、共同開発の場合には公認会計士など、開発企業とは別のチェック機能を果たす総合的なコンサルタントを別に委託することが必要です。

I. パッケージ製品の購入

京都府町村会で開発した TRY-X をはじめ、いわゆる総合行政システムと呼ばれるパッケージ製品が多種発売されているのでこれらを購入する。導入一時経費は比較的安い。

基本的に、製品に合わせて業務手法を変えなければならない。矢本町のスタイルにカスタマイズは可能であるが、多額の費用がかかるのでカスタマイズしないことを前提とすべき。

また、製品にもよるがプログラム自体に職員がふれると保守の対象とならないケースも多々あり、結果として保守料や法改正による修正委託料がかさむ危険もある。

II. 委託による開発

矢本町オリジナルの総合行政システムの開発を委託する。莫大な費用を要するが、思いのままのシステムが構築可能。導入一時経費が莫大なため費用対効果が希薄でありこの方法は困難と思われる。法改正や保守については I と変わらない。

III. 企業とコンソーシアムを組み共同開発を行う

製品化を前提として、企業とコンソーシアムを組み総合行政システムを開発する。民間企業の情報技術と行政のノウハウを互いに持ち寄る方法であり、当然、相手方の問題もある。ただし、小規模自治体の合併による業務統合支援を目的とした製品開発であれば将来的なシェアが十分見込めるため実現の可能性は大きい。

実現した場合、投資額は I、II の半分以下に抑えることが可能であり、条件(製品販売利益権の割合)によっては 10%~20% の投資ですむことも十分考えられる。

また、製品の売れ行き次第では、修正プログラム等の開発や保守などのランニングコストも同様に削減可能である。

I、II については基本的に「購入」であるため矢本町の意味しだいで、どのようにも実現可能。(ただし多額の予算が必要)

III の可能性については別紙補足資料のとおり。

《I. II. IIIの比較》

	I.製品購入	II.委託開発	III.共同開発
導入一時経費 経費は予想額	比較的安い 標準内容で1億	莫大な費用が必要 標準内容で2億	安い 1000万~4000万
使いやすさ	B~C	A	A
ランニングコスト	普通	普通	条件による
導入時の職員負担	軽い	やや重い	かなり重い
その他			相手方の問題あり

《総合行政システム構築提案の骨子》

『社会的背景からのニーズ』

1. 地方自治体予算の圧縮に基づく合理的かつ効率的な行政システムの運用体制の導入。
2. メンテナンスコストの掛からない、ERPシステムのパッケージ化の推進とIT対応人材の育成。
3. I・T推進と一体化した、町づくりの推進。
4. 電子政府対応システムの導入。
5. 先進的かつ効率的な推進体制の確立。

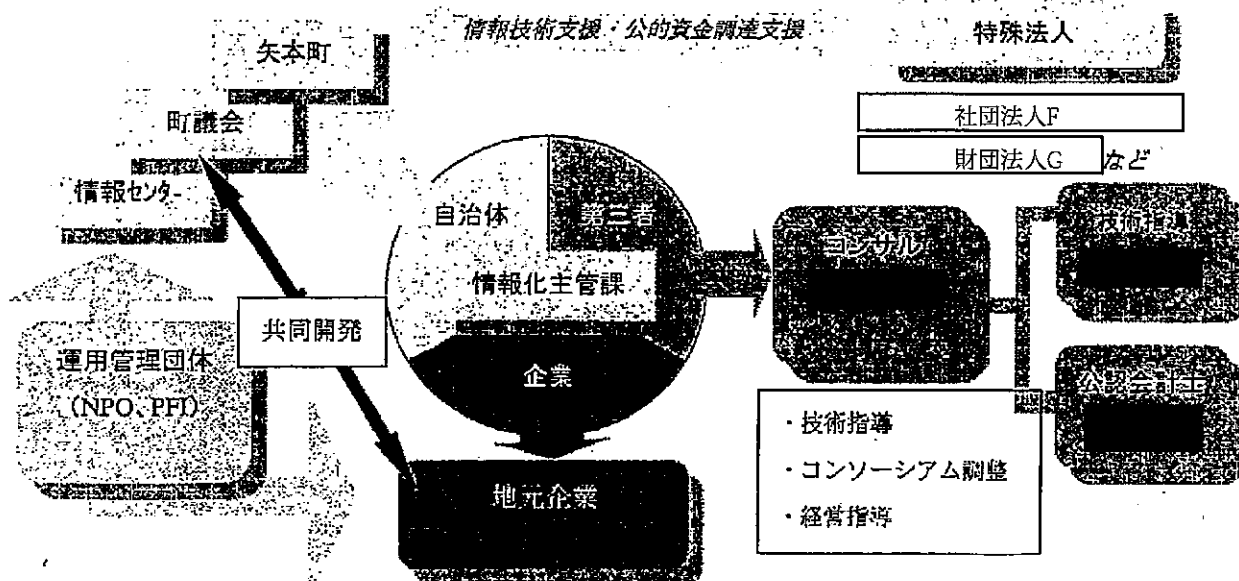
『地域情報化計画(町のビジョン)実現のために必要なアクション～提案骨子』

- 情報化主管課を中核とした行政システムI・Tの専門スタッフの育成。
- 各種窓口業務の標準化の推進。
- 地場I・T関連企業と連携した、行政システム関連のパッケージの共同開発。
- 独立行政法人を認識した、会計システムの導入と安定経営の確立。
- 長期グランドデザインに基づく、21世紀型行政サービスの計画的整備。
- I・Tを活用したスタッフの計画的教育体制の確立とスキルアップ。

◆提案を実現するための推進体制

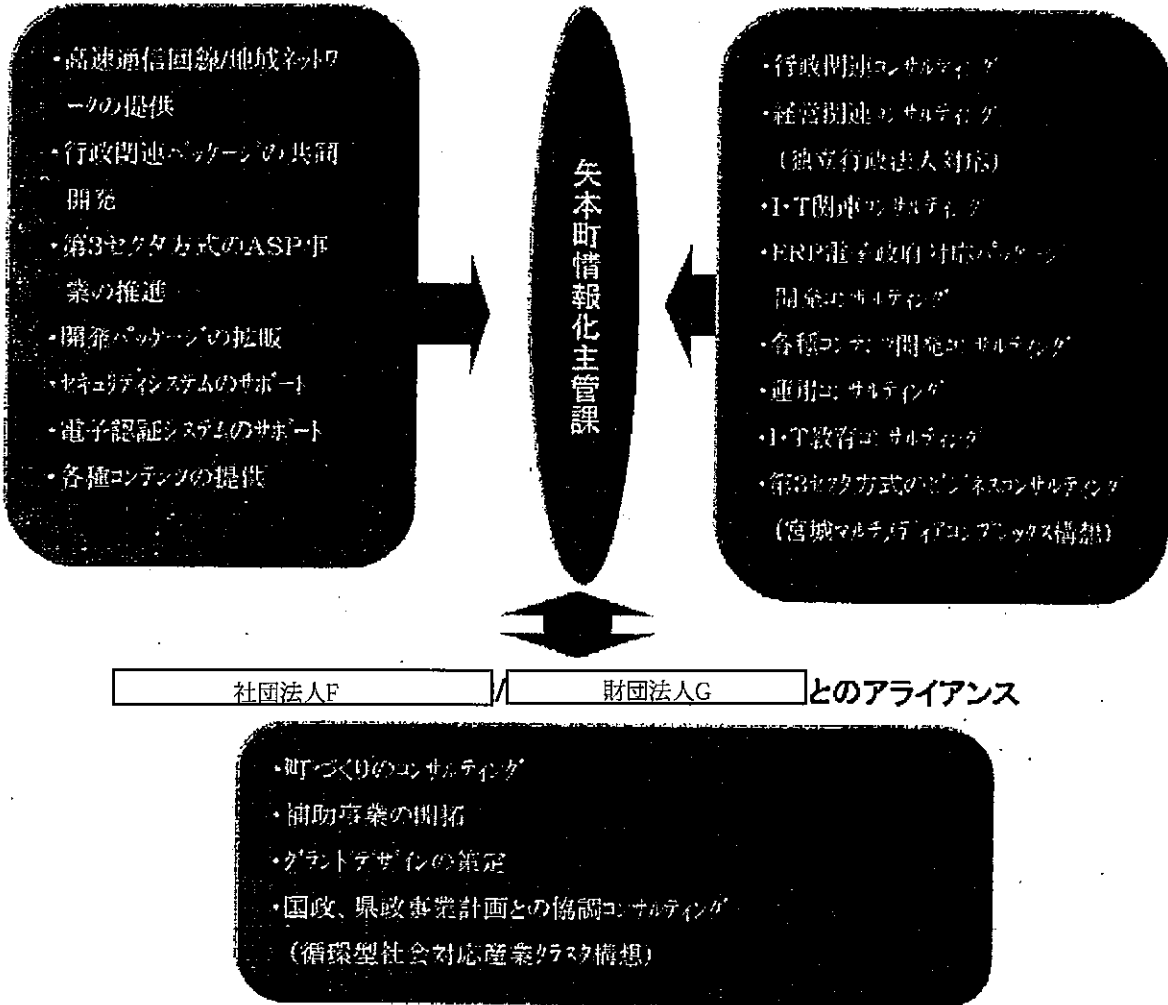
前項で掲げたとおり、新たな総合行政システムを構築するにおいて、高度な情報技術を有する地場企業とのコンソーシアムによるシステム開発が最も、メリットが高い手法と考えられます。

また、営利目的である企業とコンソーシアムを組むにあたっては、企業主導とならないよう公平な立場である第三者の介入が、円滑かつ公平な事業推進に寄与すると考えられることから、民間コンサルタントを委託し、また、公的資金の調達や国が標準とする技術の提供を受けるため、関係省庁関連の特殊法人の支援を受けることを提案するもの。



地場企業とのアライアンス

コンサルティング会社とのアライアンス



提案実現のために必要な業務

『電子自治体構築に関すること』

- ?電子申請・届出(調査・分析・設計・調達)
- ?個人電子認証登録局対応(調査・分析・設計・調達)
- ?個人電子認証認証局対応(調査・分析)
- ?住民サービス・住民連携(調査・分析・設計・調達)
- ?LGWAN接続(組織認証)(調査・分析・)
- ?決裁基盤(金融機関納付情報)接続(調査・分析)
- ?電子公文書管理(調査・分析・設計・調達)
- ?電子調達・入札(調査・分析)
- ?電子投票(調査・分析)
- ?業務システムとの連携(調査・分析・設計・調達)
- ?費用積算

『基幹業務システム構築推進に関すること』

- ? 現行費用の精査(費用解析)
- ? 業務システムの精査(調査・分析)
- ? 業務間の連携(調査・分析)
- ? 電子自治体システムとの連携(調査・分析)
- ? システムの陳腐化対策(調査・分析)
- ? システムの拡張性(調査・分析)
- ? 広域利用について(調査・分析)

『住民生活の情報化推進に関すること』 ?電子申請・届出(調査分析)

- ? 希望書式の配布サービス(ヒアリング・調査)
- ? 各種行政サービスの照会(ヒアリング)
- ? 施設利用・防災(調査・分析)
- ? 住民とのコミュニケーション(ヒアリング)
- ? 情報公開(ヒアリング)
- ? 個人へのお知らせサービス(ヒアリング)
- ? 個人電子認証サービス
- ? 費用積算

『職員間の関係に関すること』

- ? 業務連携(調査・分析・設計・調達)
- ? 進捗管理(調査・分析・設計・調達)
- ? 運用管理(調査・分析・設計・調達)
- ? 職員個人ポータル(調査・分析・設計・調達)
- ? 決裁ワークフロー管理(調査・分析・設計・調達)
- ? 電子公文書管理(調査・分析・設計・調達)

? 概算費用『広域化に関すること』

- ? LGWAN接続(利用調査)
- ? 組織認証(利用調査)
- ? 電子公文書交換(調査・分析・設計・調達)
- ? システムの広域接続(調査・分析)
- ? 市町村合併(調査・分析)
- ? 住民基本台帳ネットワーク(調査・分析)

『情報公開に関すること』

- ? 個人情報保護法
- ? 個人情報保護条例
- ? 情報システム運用管理規程(規則)

?情報公開条例

?行政手続条例

?電子公文書管理規程(規則)

?電子文書管理システム(調査・分析・設計・調達)

?業務ワークフローシステム(調査・分析・設計・調達)

?費用積算

別紙資料:Ⅲ共同開発の実現の可能性

国内最大手と呼ばれる企業は主に関東圏や四国で事業を展開しており、横須賀市や高知県などで実績を上げている。これらの実績のある最大手とコンソーシアムを組むことは現実的には困難であり、技術力はあるが多方面での事業が主であり、IT 関連事業でのシェア確保をねらう企業と組むことが現実的であると思われる。

具体的には、東北地方のネットワーク整備で有力である [H社] グループ、[I社] グループなどが考えられる。

[I社] グループは、アプリケーション部門での事業展開をしていなかったため、[H社] に大きく水をあけられた状態となっており、シェアの巻き返しを図るため新たな事業展開を模索しているとのこと。

イントラネット関係事業の際の営業による企業意向の聴取から判断すると、[H社] グループは既に完成した製品を売り込みたい(他自治体との共同開発によるもの)、[I社] グループは新たに自治体のノウハウを吸収して製品を開発したい、というところで、矢本町としては後者の [I社] グループと利権が整合している。

このことから、[I社] グループで新規事業展開のため設立した [A社] との共同開発という線であれば実現が可能と思われる。

[A社] は、自治体関連の事業実績はないものの、国内トップクラスのデータセンターを保有しており、アプリケーション開発技術もさることながら、セキュリティ技術の面では群をぬいている技術力をもっているため、行政のノウハウを提供すれば精度の高いシステム構築が可能と思われる。

ただし、開発製品の付加価値を付けることと矢本町のノウハウだけで製品化が図れるか疑問が残るという理由から、複数自治体と民間企業の共同開発による「スムーズな合併を行うための業務統合型総合行政システム」であることが望ましいのも事実である。

合併の問題は今後の対応としても、矢本町が共同開発を行う意思があるのか、ないのか、決断の時に来ています。

合併ラッシュが平成 17 年頃と仮に予想した場合、調査開発に 2 年はかかるため、今年が決断のリミットと思われれます。

(株) [A社]

所在 []

[] 設立 主に [] 業務を行う

系列会社 []

[] 社

矢本町総合行政システム開発プロジェクトの動機とコンセプト

現行システムの課題

- ①ソフトウェアの陳腐化が早く、最適な状態を保つことが困難
- ②電子自治体等における住民サービスへの取組が困難
- ③ネットワークの拡張に対応できない
- ④特定のハード・ソフトに依存しているため、拡張時に制約発生
- ⑤職員の情報リテラシーの向上に限界、人材育成に繋がらない
- ⑥システム化経費が増大し、財政を圧迫

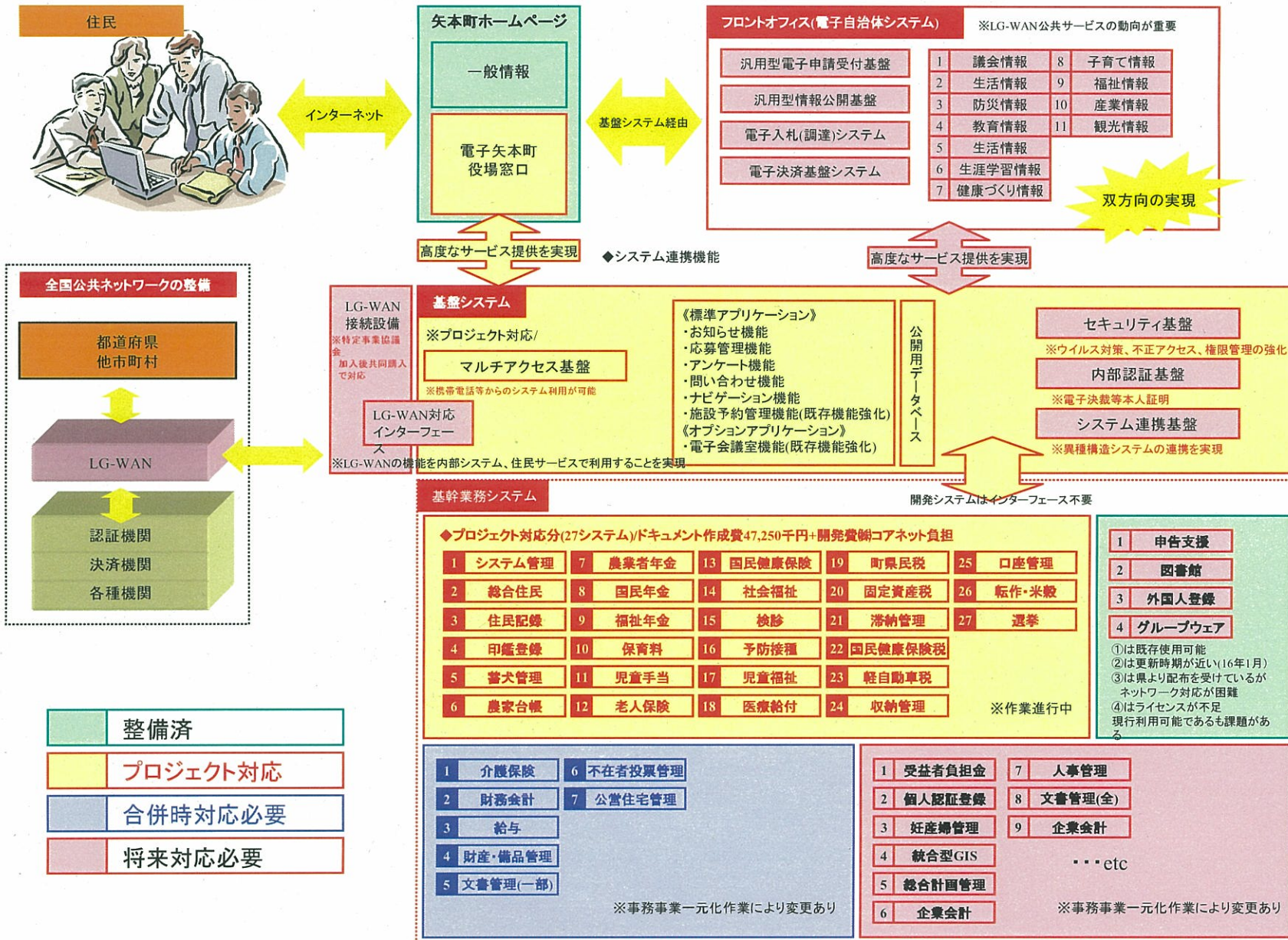
社会背景・時代背景

- ①LG-WANへの対応
- ②電子自治体構築による住民サービスの展開
- ③地域基盤情報としての自治体情報の公開
- ④広域住民サービスへの取組(合併への対応)
- ⑤住民参加型自治への対応
- ⑥情報企画人材の不足(人材育成)への対応

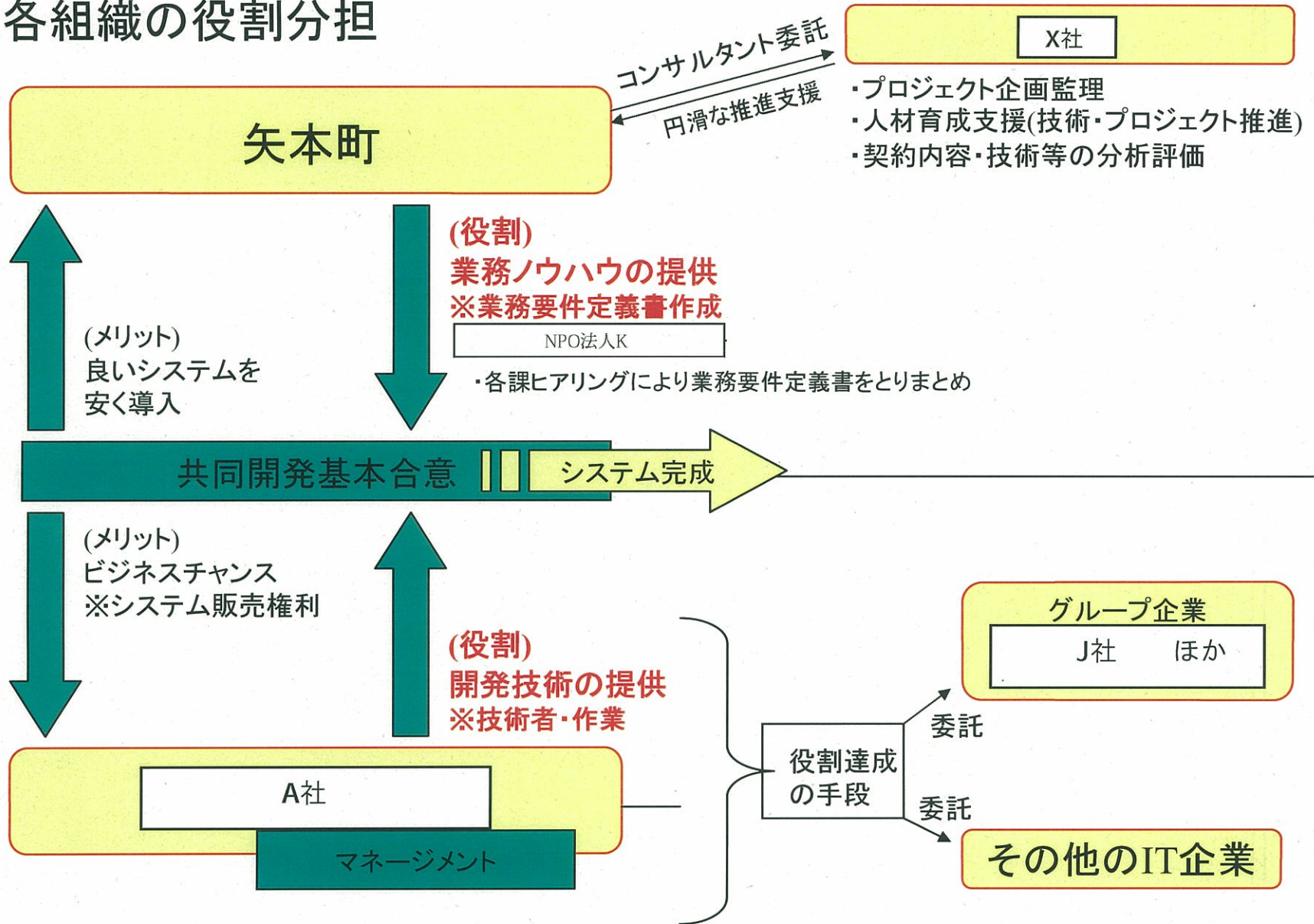
プロジェクトのコンセプト

- ①システムの導入および維持管理コストを削減
- ②自治体規模や端末台数に影響されないネットワーク
- ③単独・共同・広域等多様な利用形態に対応
- ④特定のハードメーカーの製品に偏らない
- ⑤特定のソフトメーカーの製品に依存しない設計
- ⑥豊富な業務システムが全国から調達できる形態
- ⑦全国市町村ネットワークにオープンに対応
- ⑧安全な運営を保障するセキュリティ
- ⑨多くの市町村から支持・参加が見込める
- ⑩住民サービスに関するメニューが充実・拡張する
- ⑪電子政府・電子県庁に容易に対応
- ⑫電子自治体・電子地域に確実に対応
- ⑬職員の情報化スキルが向上
- ⑭地域住民の参加と情報の共有を図る(地域資源計画)
- ⑮管理・監視機能が整備されている

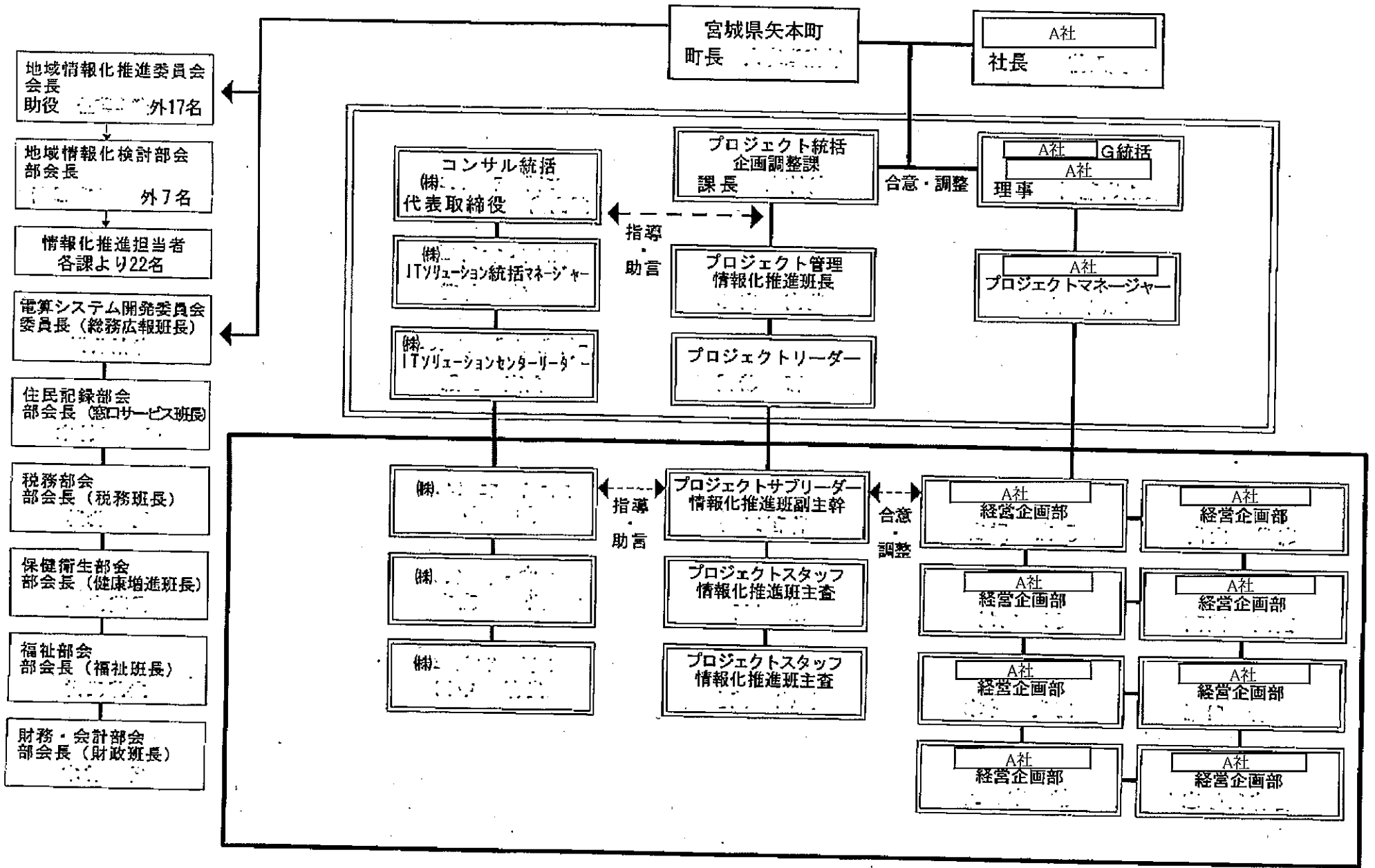
矢本町総合行政システム全体構成及び取り組み状況図



各組織の役割分担



矢本町総合行政システム共同開発プロジェクト体制図



システム統合代替案の説明資料

平成16年11月24日

システム統合代替案の骨子

市民サービスの低下を招かないこと

平成17年4月1日の合併に必ず対応できること

両町の現行業務システムの質を確保できること

国保連合会などの外部とのデータ連携に支障がないこと

集計作業などの職員の負担を極力抑えること

開発コストが安価であること

職員による開発システムの維持が可能であること

市民サービスの低下を招かないこと

住民記録・国保・年金・福祉・介護・各税・収納など住民の窓口となる業務システムは、旧町のエリア毎に対応窓口を設けて、それぞれ対応する。

鳴瀬町エリアの該当住民が新市の本庁舎にてのサービスを希望した場合（逆の場合も同じ）は、それぞれFAXやメールあるいは電話にて迅速に対応する。（案件に応じた対応）

国民健康保険証など医療機関や国保連合会との連携で記号・番号を新市として統一的に交付しなければならない事案は、開発予定のシステムにて対応する。（住民へのサービスを低下させない。）

平成17年4月1日の合併に必ず対応できること

両町の現行業務システムの質を確保できること

鳴瀬町は、現在使用している株式会社 の業務システムをそのまま利用する。(ただし、内部情報系の一部を除く)

矢本町は、現在使用している株式会社 の業務システムをそのまま利用する。(ただし、内部情報系の一部を除く)

現行鳴瀬町及び矢本町が利用している上記の業務システムの修正を最小限に止める。

- ① 新市名、新市長名の修正(両町のシステム:基準値対応)
- ② 税等の納期の違いの修正 (のシステム:基準値対応)
- ③ 保育料の修正等(両町のシステム:基準値対応)

システム修正作業が間に合わない案件があった場合は、数ヶ月間手作業で対応する。(現状の調査では該当する業務は無い)

国保連合会などの外部とのデータ連携に支障がないこと

現在両町がそれぞれ独自に、宮城県国保連合会と専用回線でデータ連携している国保の被保険者情報は、開発システムで集約し、再処理を行うことで、一市としてのデータを送信する。(受ける場合も同様)

社会保険事務所への国民年金被保険者情報も上記に順ずる取扱いとする。(介護保険のデータも同様)

住民基本ネットは、それぞれ現状のシステムにより対応する。
(該当データをそれぞれ県のNocセンターから取り込む形態)

開発システムは、新市の本庁舎で管理・運用する。

集計作業などの職員の負担を極力抑えること

- ① 関係機関への報告が、ネットワークを利用している形態の場合は、開発システムにて自動集計する。
- ② 関係機関への報告が、フロッピーディスク等の磁気媒体の場合も開発システムで自動集計する。
- ③ 関係機関への報告が、紙である場合の集計作業は、情報管理担当部署から集計用プログラムを配布する。(今回一部開発)
- ④ 上記①～③以外の集計は、職員の手作業とする。

開発コストが安価であること

ハード及びネットワークの概算費用 ⇒ 既存の計画(第二期)

外部用統合システム構築費用概算 ⇒ 別紙費用概算

年間の保守及びサポート費用概算 ⇒ 別途打ち合わせ

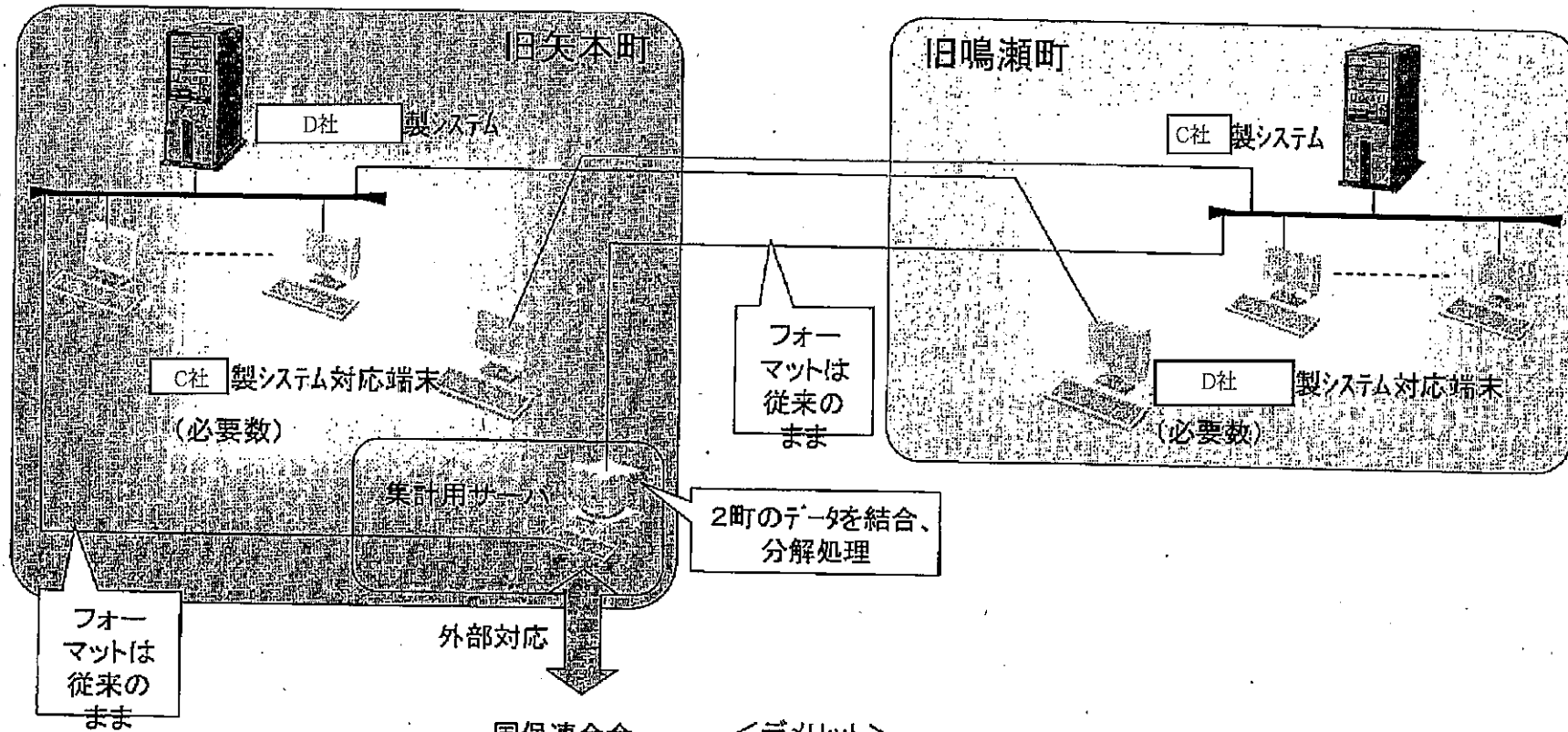
職員による開発システムの維持が可能であること

Excel・アクセスなど汎用ソフトを利用する。

電算システムの統合(案)の検討

No.	項目	案 A	案 B	案 C	案 D	備考
1	概要図					凡例 ① 矢本町システム ② 鴨瀬町システム ③ データベース
2	対策	・鴨瀬町の住民を全て矢本町に入力させる	・外部との通信データを新設ゲートウェイで統合する ① 国保連合会 ② 社会保険	・矢本町(D社)のデータベースを完全な状態で鴨瀬町(C社)データにコンバートする	・矢本町(D社)のデータベースと鴨瀬町(C社)データベースを交換するインターフェースを開発する	
3	主な問題点	・合併協定書に違反する ・処理に問題がある ・作業量が多すぎる	・合併協定書に違反する内容があるか否かチェックする必要有り ・住基ネット対応不可 ・口巫引き落とし対応不可 ・老人保健は保険証番号再付番の必要があるため、システム対応できない可能性あり。	・ D社 でコンバート後のデータチェックの納期が間に合わない ・データ不整合に対するトラブルが発生する可能性がある(H17.4.1) ・納期が間に合わない可能性大。	・ D社、C社 の両社ともインターフェース開発の納期が間に合わない交換データの検証期間不足 ・コストが高い	
4	メリット	/	① 現状システムをそのまま利用可 ② 本格的なデータ統合作業発生無し ③ 本格的システム統合作業当面発生無し ④ 事故発生可能性は他の案よりは低い ⑤ 実施可能 ⑥ 外部対応システムの整備費用少ない (集計プログラム、送受信プログラム、ハードは現行予算のハードを流用)	① 合併協定書に完全に一致する	① 合併協定書に準拠する	
5	デメリット	/	① 住民記録・国保・年金・福祉・税・収納など、現状の両町が別システムとして運用する業務は、そのまま維持しなければならない ② 外部機関(国保連合会、社会保険)へのデータの集計仕組みを考慮する必要あり ③ 現行システムの市町村名や町長名をそれぞれ修正する必要がある ④ 手作業による集計作業がほとんどの業務にて発生する(但し、エクセル等の簡易ソフトの活用で手作業の減少可能) (例:住民票の月報、各種報告書統計) ⑤ 一部処理が出来ない業務が発生する(例:住民記録の転居処理(旧矢本から鴨瀬へ)) ⑥ 基本的に全て手作業となるため4/1以降の運用が可能であるか疑問	無し	/	① 対策: 予定の機構を一部に戻す必要がある(誤職員配置先変更) ② 対策: No.2(対策)を適用する ③ 対策: 基準値を手作業で修正又は、修正プログラム作成委託 ④ 対策: 集計用エクセルシート作成し対応 ⑤ 対策: 別の場合、住民票を強制訂正し、異動データも強制訂正する ・選挙人名簿の抹消と登録について も両町の選挙マスタを強制訂正する ・国保の資産額は、当面相手方の町の分は該当させない (税法上可能であれば、不可能の場合は、資産額を強制訂正する) ・転居(両町間)による国保税の月割り課税は、それぞれ抹消、新規として課税する (問題がある場合は、データを強制訂正する)
6	合併協定書とのチェックと対策	/	不一致あり	完全一致	/	

案Bの検討資料



<メリット>

- ①現状のシステムをそれぞれ使用できる
- ②データの統合の作業が無い
- ③費用が少ない
- ④案比較の中では事故発生率が低い。
- ⑤実施不可能ではない

<デメリット>

- ①住民・国保・年金・福祉・税(課税、収納)はそれぞれ個別に処理する(矢本、鳴瀬に窓口が必要)
- ②データの整合性(外部用)のためのパソコン及びソフトウェアが必要
- ③現状システムの市町村名、町長名等を修正しなければならない
(現システムの設計構想により、単純作業の可能性あり)
- ④手作業による集計作業等が一部発生(転居の処理を運用でカバー)
- ⑤国保の資産割が該当できない(国保の月割りの方法(限定される))

総合行政システム統合プロジェクト(案)

矢本町・鳴瀬町

株式会社 C社

市町村名	電話番号	FAX	内線
矢本町			
鳴瀬町			

	電話番号	FAX番号
古川営業課		
栃本本社		

連絡用メールアドレス

連絡用メールアドレス

統括
企画調整課 情報化推進班

統括リーダー		
宮城営業課		
宮城営業課	合併コーディネータ (統括担当)	
推進リーダー		
所属	氏名	主担当
市町村情報化支援部		住基関連
市町村情報化支援部		税務関連
営業企画部		健康福祉関連
市町村情報化支援部		内部情報関連

システム担当 (ワーキンググループ)

システム名	矢本町		鳴瀬町		適用業務	情報化担当
	課名	氏名	課名	氏名		
I 住基情報関連						
住基 (住付含む)					総合住民・印鑑登録	
① 住基 (国保資格)					資格管理	
住基 (介護資格)					資格管理	
② 国民年金					福祉年金・国民年金	
③ 選挙						
④ 外国人登録						
⑤ 戸籍						
II 税務情報関連						
① 住民税 (個人)						
住民税 (法人)						
② 固定資産税						
③ 国保税						
④ 軽自動車税						
⑤ 税収納						
⑥ 滞納整理						
⑦ 申告受付支援						
III 住税連携関連						
① 公営住宅管理						
② 下水道受益者負担金						
③ 農業行政 (農地)					農家台帳・農業者年金	
IV 健康福祉関連						
① 介護保険・ケアプラン						
② 支援費						
③ 児童手当・児童扶養手当						
④ 保育料						
⑤ 総合福祉 (障害者福祉)					社会福祉	
⑥ 健康管理					検診・予防接種・妊産婦管理	
健康管理 (畜犬)					畜犬管理	
⑦ 老人保健						
⑧ 医療費助成					医療給付	
V 内部情報関連						
① 財務会計						
財務会計 (口座管理)						
② 起債管理						
③ 人事管理・給与計算						
④ 文書管理						
⑤ 財産管理						
⑥ 備品管理						
⑦ グループウェア						

システム担当 (ワーキンググループ)

システム名	窓口担当	開発担当
I 住基関連		
住基 (住付含む)		
① 住基 (国保資格)		
住基 (介護資格)		
② 国民年金		
③ 選挙		
④ 外国人登録		
⑤ 戸籍		
II 税務関連		
① 住民税 (個人・法人)		
② 固定資産税		
③ 国保税		
④ 軽自動車税		
⑤ 税収納		
⑥ 滞納整理		
⑦ 申告受付支援		
III 住税連携関連		
① 公営住宅管理		
② 下水道受益者負担金		
③ 農業行政 (農地)		
IV 健康福祉関連		
① 介護保険・ケアプラン		
② 支援費		
③ 児童手当・児童扶養手当		
④ 保育料		
⑤ 総合福祉 (障害者福祉)		
⑥ 健康管理		
健康管理 (畜犬)		
⑦ 老人保健		
⑧ 医療費助成		
V 内部情報関連		
① 財務会計		
財務会計 (口座管理)		
② 起債管理		
③ 人事管理・給与計算		
④ 文書管理		
⑤ 財産管理		
⑥ 備品管理		
⑦ グループウェア		

電算システムに関する経費見込み (C社 関係分)

(単位：千円)

種 別 \ 年 度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計	備 考
ハードウェア関連	機器購入費	125,475						125,475	サーバー式、端末200台、ネットワーク機器含む
	機器保守料		683	4,094	4,094	4,094	4,094	17,059	端末機は除く(平成17年度は2ヶ月分)
ソフトウェア関連	レンタル料		16,352	16,762	16,762	16,762	16,762	83,400	17年度文書管理システムは9ヶ月分
	システム保守料		3,109	3,109	3,109	3,109	3,109	15,545	
センター処理	計算料・帳票印字代		36,788	36,788	36,788	36,788	36,788	183,940	単価契約で処理項目数を最大値とした概算額。各課計上分特別会計含む。
合 計		125,475	56,932	60,753	60,753	60,753	60,753	425,419	

◎経費算定の前提

現システムが5年間稼動するものとして計算
 戸籍、生活保護、図書館システム分は除外
 旧町のシステムの並行稼動分は除外
 委託料は、電算処理料を計上し封入封かん等の事後処理分は除外
 インターネットへの接続費や印刷製本に係る経費は除外

◎自庁処理方式と比較が必要な経費の増減

センター処理化に伴う人件費(電算主管課及び原課)の減分
 センター処理後の役所内における事後処理に係る人件費等の増減分
 センター処理化に伴う、大型プリンタ等の購入費、維持費及び消耗品費等の減分
 ソフトウェアレンタル方式による法改正等のプログラム更新費用の減分

(参考)

自庁処理を行っている同規模の県内の自治体
 富谷町(人口41,397人)

電算経費(平成16年度予算：地方自治コンピュータ総覧による)	
ハードウェア・ソフトウェア借上料	39,488 千円
ハードウェア・ソフトウェア保守料	19,984 千円
法改正等ソフトウェア修正委託料等	23,695 千円
年間計	83,167 千円
5カ年分経費(推計)	415,835 千円

※ ハードウェア構成、業務範囲等に違いがあるので、単純には比較できないのであくまでも参考である。

D社 からのコンバート(データ提供の条件)

システム名	テスト用①	ファイル外	テスト用②	本統合用	データ属性	媒体	文字コード
1 住民記録(印影を除く)	12月20日	12月20日	1月7日	2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
2 固定資産税(課税データ以外)	12月28日	12月24日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
3 固定資産税(課税データ)	12月28日	12月24日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
4 口座管理	12月20日	12月20日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
5 住外宛名管理	12月20日	12月20日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
6 事業所宛名管理	12月20日	12月20日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
6 住民税	1月14日	1月14日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
7 国保税(資格)	12月20日	12月20日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
8 国保税(賦課)	1月14日	1月14日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
9 軽自動車税	1月14日	1月14日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
10 国民年金	1月21日	1月21日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
11 税収納	1月14日	1月14日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
11 福祉年金	1月21日	1月21日		2月4日	固定長	GMTまたはMT	EBCDIC/JIS
12 児童手当	1月14日	1月14日		2月4日	固定長またはCSV	MOまたはCD	EBCDIC/JIS
13 農地台帳	1月21日	1月21日		2月4日	固定長またはCSV	MOまたはCD	EBCDIC/JIS

仕様変更があれば1週間程度の延期

D社 からのコンバートが電子データで提供できないもの

システム名	テスト用①	ファイル外	テスト用②	本統合用	データ属性	媒体	文字コード
1 外字	12月3日				外字一覧表	約460文字	

D社 以外からのコンバート(データ提供の条件)

システム名	テスト用①	ファイル外	テスト用②	本統合用	データ属性	媒体	受領先
1 印鑑(印影管理)	12月20日			2月4日	固定長またはCSV	MOまたはCD	TEC(矢本町様)
2 老人保健	12月20日			2月4日	固定長またはCSV	MOまたはCD	国保連合会
3 介護保険(ケアプラン含む)	12月20日			2月4日	固定長またはCSV	MOまたはCD	
4 健康管理※1	12月20日			2月4日	固定長またはCSV	MOまたはCD	
5 保育料	12月20日			2月4日	固定長またはCSV	MOまたはCD	矢本町様
6 外字(上記システムに関わる分)	12月3日				eudo, tte	ファイルでの受領(外字一覧表添付)	

※1:健康管理システムは、検診機関からデータを受領できる場合、そのデータから変換することを前提とします。

前提となる条件

1	本統合用データ提供日は今後の打合せにより変更となる場合があります。
2	上記システムにて定数的に管理する情報はすべて提供してください。
3	データは各基準日におけるシステムで管理する全項目、全件データをご提供願います。D社として必要とする項目の一覧は参考として提出させていただきます。
4	税務系システムのように年度別管理するシステムは、本番時には全管理データを年度別に別媒体に格納願います。
5	移行媒体のうちMOおよびCDは矢本町にて手配願います。
6	ファイルレイアウトは矢本町現行稼働システムの最新仕様をご提供願います。
7	ファイルレイアウトとは別に、レイアウトに準拠した項目説明資料を添付していただく。
8	D社のデータ提供条件は、11月25日に矢本町での会議資料①に基づくものとする。
9	12月20日以外のデータ提供日は、今後の矢本町との協議により優先順位の変更も発生しうるものであり、その際は直ちに両社で協議を行うものとする。
10	データ提供日時は、両者逐次連絡を取り、作業の進行状況により授受が可能となった際は直ちにデータ授受を行うものとする。
11	ファイルレイアウト・説明資料についてはデータ授受の前に作成出来次第、提出するものとする。(手書き等でも可とする)

